



《ファンド概況》

基準価額(円・1万口当たり)	9,115
純資産総額(億円)	34
実質株式組入比率(%)	96.4
うち株式先物(%)	0.0
組入銘柄数	75
うち東証1部	75
東証2部	0
ジャスダック	0
その他	0
決算日	10/19
当初設定日	1999/11/26

※実質株式組入比率は、マザーファンドを通じた組入比率です。

《組入上位10業種(%)》

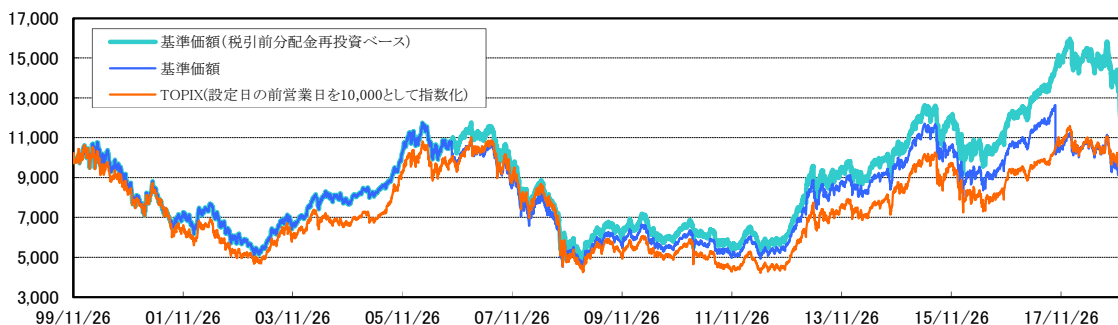
順位	業種	ファンド	TOPIX	差異	週間騰落率
1	情報・通信業	15.7	8.1	+7.6	+0.6
2	電気機器	12.1	13.0	▲0.9	+1.9
3	化学	10.4	7.2	+3.1	+0.9
4	建設業	8.1	3.0	+5.2	▲1.1
5	サービス業	6.7	4.8	+1.9	+1.6
6	機械	6.2	4.9	+1.3	▲1.7
7	食料品	4.4	4.3	+0.1	▲0.2
8	その他金融業	4.2	1.2	+3.0	▲2.8
9	小売業	3.9	4.9	▲1.0	+1.1
10	輸送用機器	3.9	8.3	▲4.4	▲1.5

※構成比は現物株式ポートフォリオに占める比率、業種は東証33業種分類によります。

※差異は四捨五入の関係で、各構成比の差と一致しない場合があります。

※週間騰落率は東証の業種別株価指数の騰落率です。

《基準価額の推移》



※基準価額(税引前分配金再投資ベース)は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※基準価額は信託報酬控除後です。

《運用概況》

先週の国内株式市場は、週前半は円高がやや進行したことに加え、創業ベンチャー企業の臨床試験不調を背景に新興市場が急落したことなどが嫌気され、軟調に推移しました。週後半はFRB(米連邦準備理事会)が追加利上げや保有資産圧縮について慎重な姿勢を示したことが好感され反発しました。

業種別では証券・商品先物取引業、電気・ガス業、その他製品などの下落が目立ちました。TOPIX が0.1%下落したのに対し、当ファンドの基準価額は0.6%の上昇となりました。保有銘柄ではニチハ、SCSK、村田製作所などがプラスに寄与した一方、トレンドマイクロ、ヤフー、デクセリアルズなどがマイナスに寄与しました。

保有銘柄を紹介します。ダイキン工業(銘柄コード 6367)は世界トップクラスの空調機器メーカーです。現地生産や部品の内製化を進めることにより、外部環境に左右されにくい事業モデルを構築しています。今後は省エネ性能の高い製品の拡販などにより、中長期で企業価値を高めていくことが期待されます。

■本資料は、朝日ライフ アセットマネジメント(以下、「当社」といいます。))が、当ファンドの運用の内容やリスク等を説明するために作成したものであり、法令に基づく開示資料ではありません。■当ファンドは価格変動リスクや流動性リスク等を伴う証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。))ので、市場環境等によって基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。■本資料は当社が信頼できると判断した情報を元に、十分な注意を払い作成しておりますが、当社はその正確性や完全性をお約束するものではありません。■本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。■本資料中に特定の有価証券(個別会社名)について記載することがありますが、本資料は当該特定の有価証券を推奨するものではありません。また、当ファンドにおいて当該有価証券の今後の保有をお約束するものではありません。■本資料に記載されている内容は、今後予告なしに変更することがあります。■ファンドの取得の申し込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容についてご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。■当ファンドは、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドの目的・特色

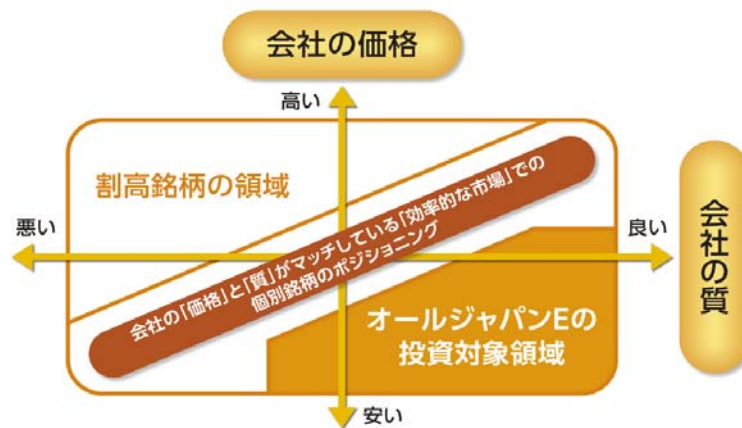
■ファンドの目的

TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとし、業種構成などにこだわらず、銘柄本位の投資を行い、長期的にTOPIXを上回る超過収益を目指して、運用を行います。

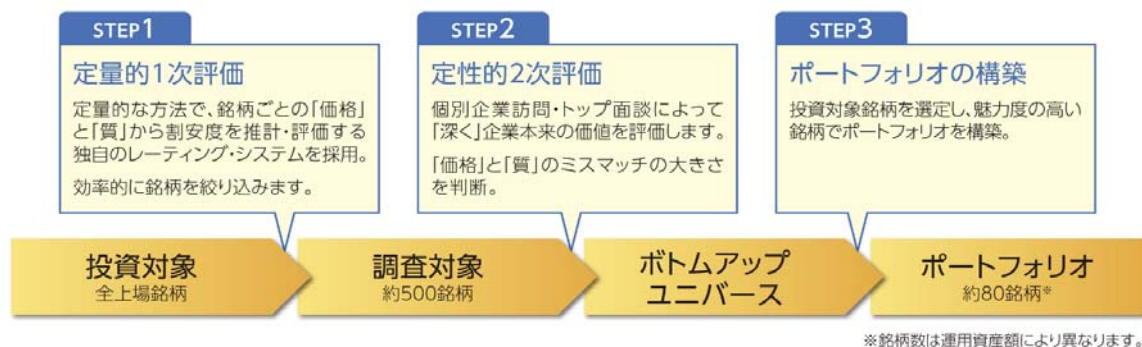
※TOPIX(東証株価指数)は、東京証券取引所第一部に上場しているすべての銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。

■ファンドの特色

- 日本国内で取引されているすべての株式を投資対象とします。
全上場銘柄を投資対象とし、銘柄選択を重視したボトムアップ・アプローチによるアクティブ運用を行います。
- 「良い会社を普通の価格で、普通の会社を安い価格で」
この投資哲学のもと、「価格」と「質」のミスマッチに着目し、市場で正當に評価されず、本来の「質」に比較して割安に放置されている銘柄を発掘します。



- 効率的かつ「深く」企業本来の価値を見極めます。
企業を見極める厳しい目を持ち、企業訪問を中心とした徹底したリサーチ(調査)により企業本来の価値を評価し、投資哲学を実践します。



※当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



投資リスク

ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

■基準価額の変動要因

《株価変動リスク》

企業の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

《信用リスク》

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、それらの価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相対分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

■リスクの管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。

■本資料は、朝日ライフ アセットマネジメント(以下、「当社」といいます。)が、当ファンドの運用の内容やリスク等を説明するために作成したものであり、法令に基づく開示資料ではありません。■当ファンドは価格変動リスクや流動性リスク等を伴う証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)ので、市場環境等によって基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。■本資料は当社が信頼できると判断した情報を元に、十分な注意を払い作成しておりますが、当社はその正確性や完全性をお約束するものではありません。■本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。■本資料中に特定の有価証券(個別会社名)について記載することがありますが、本資料は当該特定の有価証券を推奨するものではありません。また、当ファンドにおいて当該有価証券の今後の保有をお約束するものではありません。■本資料に記載されている内容は、今後予告なしに変更することがあります。■ファンドの取得の申し込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容についてご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。■当ファンドは、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から支払います。
購入・換金申込 受付の中止及び 取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	無期限(設定日:1999年11月26日)
決算日	毎年10月19日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※ 収益分配金をそのつど受け取るコースと自動的に再投資するコースがあります。自動的に再投資するコースを選択された場合の収益分配金は、税金が差し引かれた後、決算日の基準価額で再投資されます。

ファンドの費用・税金

《ファンドの費用》

◆ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 5.4%(税抜5.0%) を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額

◆ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に年 1.62%(税抜1.5%) の率を乗じて得た額
その他の費用 ・手数料	以下の費用などがファンドから支払われます。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ファンドの監査費用(ファンドの日々の純資産総額に年0.005%(税抜)の率を乗じて得た額。ただし年40万円(税抜)を上限とします。) ※別途消費税等相当額がかかります。 ・有価証券売買時の売買委託手数料 ・先物・オプション取引等に要する費用

※ ファンドの費用(手数料等)の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《税金》

当ファンドは、課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

原則として、個人投資者については、収益分配時には普通分配金に対して課税され、ご換金(解約)時および償還時には解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税相当額を含みます。)を控除した差益(譲渡所得)に対して課税されます。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

■本資料は、朝日ライフ アセットマネジメント(以下、「当社」といいます。))が、当ファンドの運用の内容やリスク等を説明するために作成したものであり、法令に基づく開示資料ではありません。■当ファンドは価格変動リスクや流動性リスク等を伴う証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。))ので、市場環境等によって基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。■本資料は当社が信頼できると判断した情報を元に、十分な注意を払い作成しておりますが、当社はその正確性や完全性をお約束するものではありません。■本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。■本資料中に特定の有価証券(個別会社名)について記載することがありますが、本資料は当該特定の有価証券を推奨するものではありません。また、当ファンドにおいて当該有価証券の今後の保有をお約束するものではありません。■本資料に記載されている内容は、今後予告なしに変更することがあります。■ファンドの取得の申し込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容についてご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。■当ファンドは、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。



《委託会社その他の関係法人》

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。
朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。
みずほ信託銀行株式会社

販売会社

● 販売会社一覧

①投資信託説明書(交付目論見書)の提供、受益権の募集の取扱い、解約請求の受付け、収益分配金、償還金、解約代金の支払い等を行います。

販売会社名※	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
藍澤証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号	○	○		
安藤証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第1号	○			
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○		○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○	
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	○			○
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○			
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	○		○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号	○		○	
日の出証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第31号	○			
廣田証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第33号	○			
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第127号	○		○	
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第20号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	○			○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号	○			
株式会社りそな銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号	○		○	

※確定拠出年金制度に基づく取得申込みのみを取扱う販売会社は除きます。

②解約請求の受付け、収益分配金、償還金、解約代金の支払い等を行います。(受益権の募集の取扱いは行いません。)

浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○			
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号	○			

当社ではホームページにて、商品内容・運用実績等の
情報提供サービスを行っております。

URL: <http://www.alamco.co.jp/>

■本資料は、朝日ライフ アセットマネジメント(以下、「当社」といいます。))が、当ファンドの運用の内容やリスク等を説明するために作成したものであり、法令に基づく開示資料ではありません。■当ファンドは価格変動リスクや流動性リスク等を伴う証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。))ので、市場環境等によって基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。■本資料は当社が信頼できると判断した情報を元に、十分な注意を払い作成しておりますが、当社はその正確性や完全性をお約束するものではありません。■本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。■本資料中に特定の有価証券(個別会社名)について記載することがありますが、本資料は当該特定の有価証券を推奨するものではありません。また、当ファンドにおいて当該有価証券の今後の保有をお約束するものではありません。■本資料に記載されている内容は、今後予告なしに変更することがあります。■ファンドの取得の申し込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容についてご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。■当ファンドは、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。1902111